

役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若葉（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

2 報酬は、役員等がこの法人の理事会、評議員会又はその他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等がこの法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

3 前項の報酬の日額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、法人業務に従事する時間が3時間に満たない場合は、その3割とする。

- (1) 理事 10,000 円
- (2) 監事 10,000 円
- (3) 評議員 10,000 円

(費用弁償)

第3条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、旅費規程において定める。

(適用除外)

第4条 この法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。